

LOM版コンプライアンスマニュアル

公益社団法人 日本青年会議所

2011 年度 規則審査会議

2012 年度 規則審査会議

1	はじめに ～ 事業運営におけるコンプライアンスについて	- 1 -
1.1	知的財産権とは	- 1 -
1.2	著作権とは.....	- 1 -
2	著作物とは	- 2 -
2.1	著作物の種類	- 2 -
3	著作物の利用.....	- 3 -
3.1	他人の著作物を「利用」する.....	- 3 -
3.1.1	原則として著作権者の許諾を得る	- 3 -
3.1.2	著作権者の許諾を得なくてよい場合	- 4 -
3.2	引用.....	- 6 -
3.3	転載.....	- 6 -
4	事例	- 7 -
4.1	外部委託と自主制作について.....	- 7 -
4.2	ポスター・チラシ・DVD・プレゼンテーション制作に関する注意事項.....	- 8 -
4.2.1	講師・パネリストなど - ①	- 8 -
4.2.2	その他写真・マーク・キャラクターなど引用物 - ②	- 8 -
4.2.3	JCI ロゴマーク - ③	- 8 -
4.3	例会・事業・セミナー・フォーラムなどの開催に関する注意事項.....	- 9 -
4.3.1	バナー・看板などの制作物 - ④.....	- 9 -
4.3.2	講師・パネリストとの契約 - ⑤.....	- 9 -
4.3.3	一般来場者への撮影および写真の使用許可 - ⑥.....	- 9 -
4.3.4	音楽の使用 - ⑦	- 9 -

1 はじめに ～ 事業運営におけるコンプライアンスについて

近年、各種団体においてコンプライアンスが重要視されるようになり、法令を守らなければ訴えられたり、損害賠償を請求されたりということが現実にも多くなってきています。これは青年会議所における事業運営においてもまったく同じことが言えます。そこで日本JCだけでなく各地の青年会議所においても、公益法人として社会的価値と青年会議所運動のブランディング向上のために、コンプライアンス管理体制を確立し、明確なルールのもとコンプライアンス（法令遵守）の徹底が不可欠です。

我々の活動の中での、対内対外への刊行物や、セミナー、フォーラム、またその中で利用する映像や音楽等の中にも、他人の知的財産が多く含まれており、公益的な活動を行っているからといって、それらを無断で使用することはできません。またそのことを知らないために知らず知らずのうちに著作権を侵害してしまい、訴えられたり、損害賠償を請求されたりすることが現実にも起こっています。それらのことを防ぐためにも著作権等の知的財産権の理解が必要となります。また、知的財産以外にも、事業における一般人・著名人の肖像やパブリシティの保護にも厳重に取り組むことが求められます。

1.1 知的財産権とは

知的な創作活動において、創作した人に付与される「他人に無断で利用されない」権利であり、著作権や産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）などがあります。

知的財産権	
著作権	産業財産権
著作権	特許権
著作権隣接権	実用新案権
	意匠権
	商標権

1.2 著作権とは

著作権は権利の取得にあたって登録の必要はなく、著作物を創作した時に自動的に発生する権利であり、著作物を利用しようとする人に、著作権者が利用を許諾したり、禁止したりできる権利です。したがって「引用」など著作権法で認められている例外を除いて著作物を利用する際には著作権者の許諾を得る必要があります。著作権の理解や遵守は、社会全体のモラルのバロメーターでもあります。著作者の権利を尊重することが、新たな著作物の創作と文化の発展につながります。

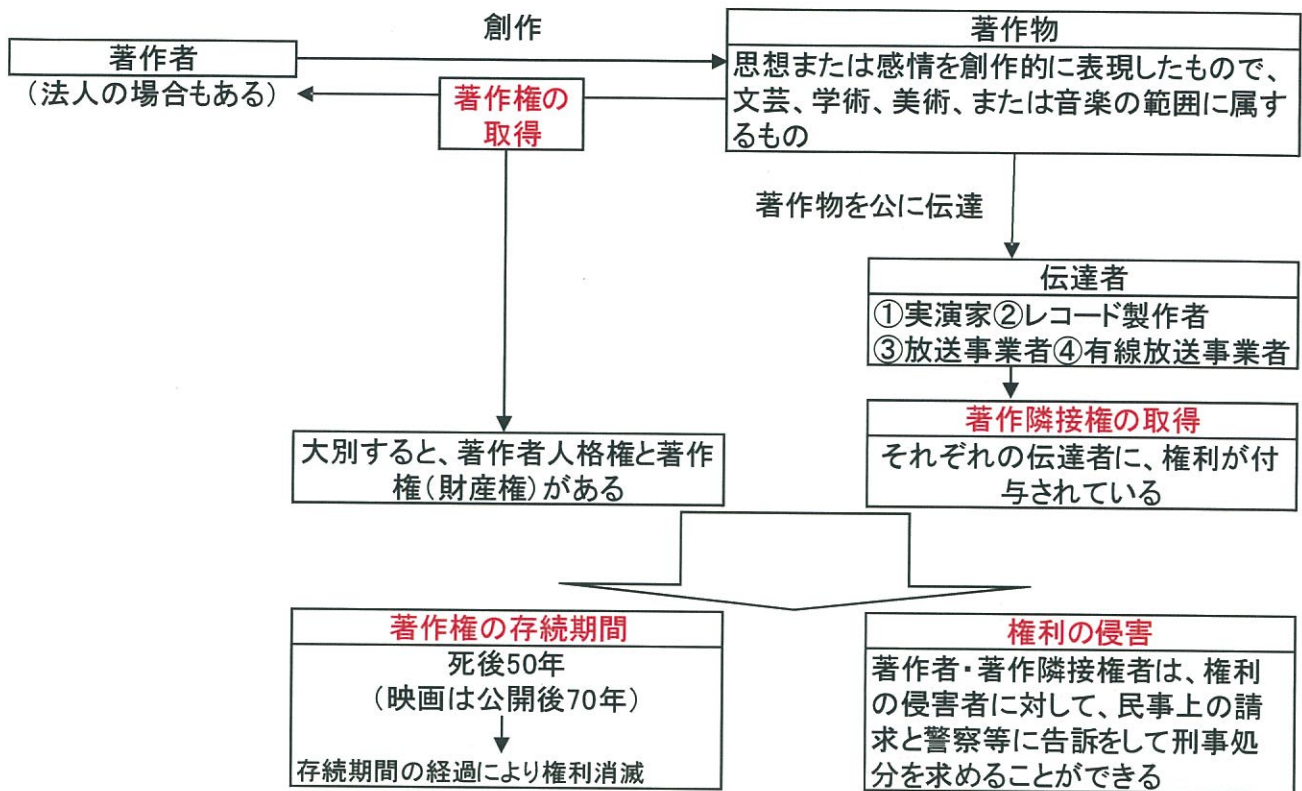


図. 著作権の仕組み

2 著作物とは

2.1 著作物の種類

著作権法では、著作物の種類を次のように例示しています。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など（美術工芸品を含む）
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

3.1 他人の著作物を「利用」する

3.1.1 原則として著作権者の許諾を得る

他人の「著作物」を、コピーやインターネット送信やホームページへの掲載などの方法で利用する場合には、原則として権利者の許諾を得ることが必要です。この「許諾を得る」とは、利用の対価を支払う場合も無料の場合も、権利者と利用者が「契約する」ということです。著作権者と利用者が曖昧で不明瞭な契約を交わすことにより、後日不必要なトラブルが発生することを避けるためにも、「何の許諾を得ているのか」ということを明確にし、文書を残しておくように努めてください。

また、著作権者からの許諾をスムーズに行う為、契約窓口を一本化する団体(別紙)が数多くあります。そのような団体を通じて契約することを勧めます。

なお、音楽をプレゼンテーション、DVD で使用する場合、「複製」にあたります。「複製」は私的使用の目的で使用する場合に限定されているので、使用する際の規模や状況によっては非営利目的であっても著作権料が発生することがあります。

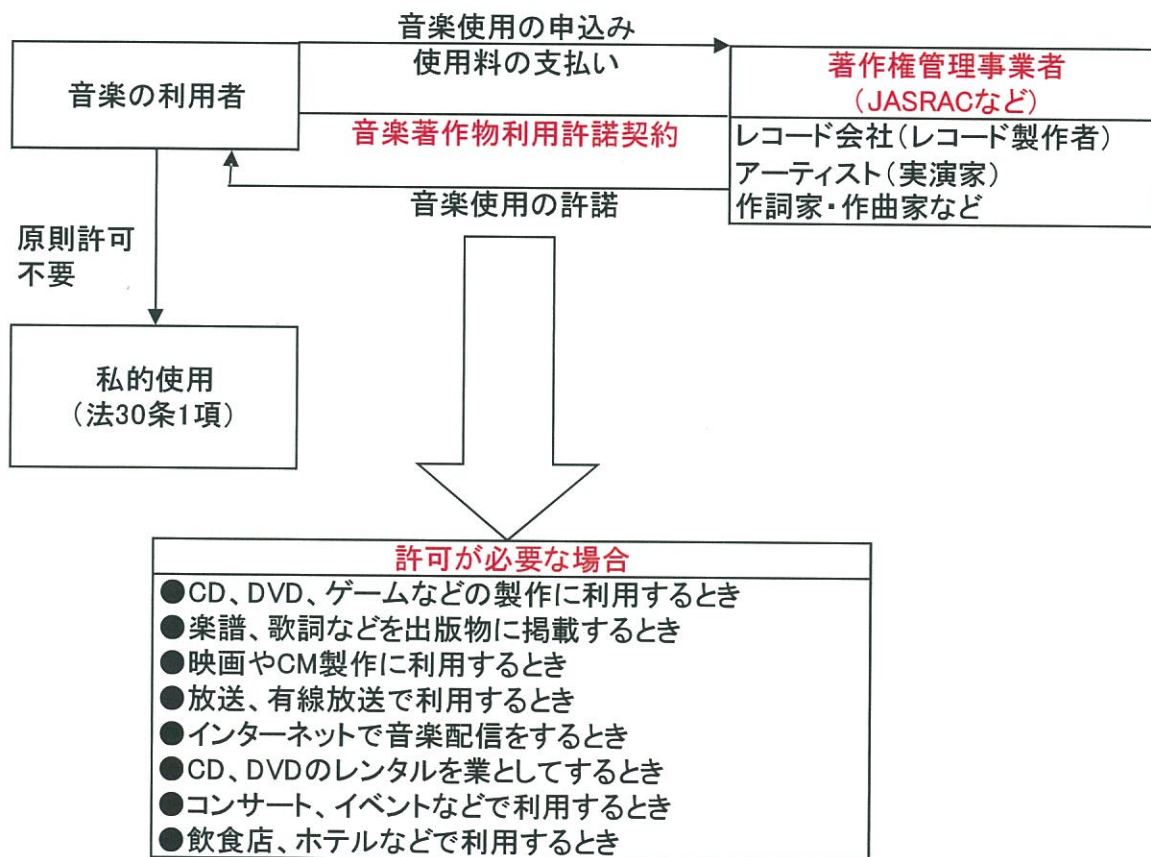


図. 音楽の利用

3.1.2 著作権者の許諾を得なくてよい場合

① 保護対象となる著作物でない場合

保護を受ける著作物以外のものは、許諾を得る必要はありません。

著作権が付与されない著作物

1. 憲法その他の法令
2. 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これに類するもの
3. 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁決に順ずる手続きにより行われるもの
4. 上記①から③に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が作成するもの。

② 保護期間が切れている場合

著作物には保護期間が決まっており、その期間を過ぎているものについては、著作権者の許諾を得る必要がありません。著作物の創作者の死後 50 年（映画は公開後 70 年）

③ 権利制限規定による例外の場合

引用など例外的な無断利用の場合には、著作権者の許諾を得る必要はありません。

著作権法の中に「権利制限規定」と呼ばれる「例外規定」が数多く置かれ、一定の例外的な場合には、著作権者の許諾を得ずに著作物等を無断で利用できるとされています。

「公益」のために活動をする場合は、こうした例外規定の適用を受ける場面が多くなりますが、著作権の制限はあくまでも「例外」ですので、「いいことをしているのだから、無断で利用できて当然」などと思ってはなりません。著作権の制限の場合はその費用を「権利者個人」に負わせている、ということもよく認識しておく必要があります。

著作権の制限規定（著作者の許可なく利用できる場合）

1. 私的使用のための複製（30条）
個人で、家庭内などの限られた範囲で使用するなどの条件がある。
2. 図書館等における複製（31条）
政令で定める図書館等で、営利の目的でないことなどの条件がある。
3. 引用（32条）
公正な慣行に合致し、引用の目的が正当な範囲内であることなどの条件がある。
4. 教科用図書等への掲載（33条）
学校教育目的、著作者への通知、補償金の支払い等の条件がある。
5. 学校教育番組の放送等（34条）
学校教育目的、著作者への通知、補償金の支払い等の条件がある。

6. 学校その他の教育機関における複製等（35条）
授業における教材等に使用する場合などの条件がある。
7. 試験問題としての複製等（36条）
入学試験等で利用できる。営利目的の試験の場合は補償金の支払いが必要などの条件がある。
8. 視覚障害者のための複製等（37条）
点字図書館や視聴覚施設等においては、点字による複製や貸出用録音・録音の自動公衆送信もできる。
9. 営利を目的としない上演等（38条）
営利目的でなく料金を受けない場合、著作物について、公に上演し、演奏し、口述ができる。
10. 時事問題に関する論説の転載等（39条）
新聞・雑誌に掲載された政治・経済上の論説は他の新聞・雑誌に転載、放送、受信して自動公衆送信もできる。
11. 政治上の演説等の利用（40条）
公開の政治上の演説・陳述、裁判手続等における公開の陳述はいずれの方法でも利用ができる。
12. 時事の事件の報道のための利用（41条）
事件に関連する著作物は、報道の正当な範囲内において複製し、利用することができる。
13. 裁判手続における複製（42条）
裁判に必要な著作物は、必要と認められる場合は複製ができる。
14. 行政機関情報公開法等による開示のための利用（42条の2）
行政機関等の著作物（資料など）のコピーの利用ができる。
15. 翻訳、翻案等の利用（43条）
著作物を許可なく利用できる場合は、その翻訳、編曲、変形、翻訳（要約含む）でも利用ができる。
16. 放送事業者等による一時的固定（録音・録画）（44条）
放送をすることについて著作者の許諾を得ていること、自局の放送などの条件がある。
17. 美術の著作物等（写真含む）の原作品の所有者による展示（45条）
公衆の見やすい屋外に恒常的に設置しないなどの条件がある。
18. 公開の美術の著作物等の利用（46条）
美術品については、コピーを販売する目的でない場合などの条件がある。
19. 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製（47条）
解説、紹介のための小冊子に作品をコピーすることが許されている。出所の明示などが条件である。

3.2 引用

引用とは、他人の著作物の一部を、紹介、参照、論評その他の目的で使用することであり、著作権者に許諾を取らずに行うことができることを意味します。

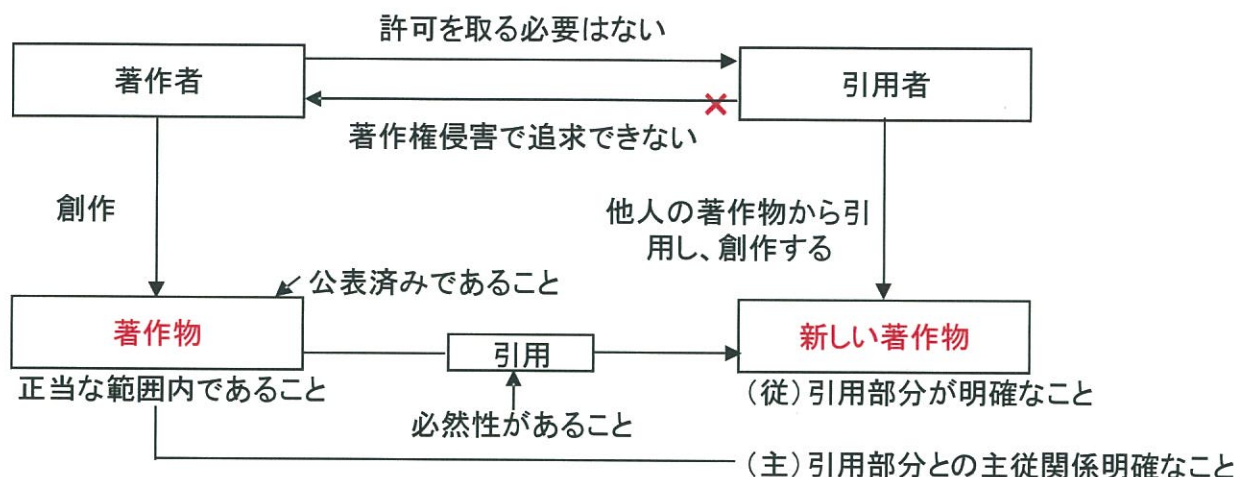


図. 引用が許される場合

公表された著作物を引用する場合、次の条件を満たさなければなりません。

① 引用する資料等は既に公表されているものであること

② 「公正な慣行」に合致すること

「公正な慣行」とは、公平かつ偏りのない一般社会で守られている規則的な作業あるいは行事を意味します。

③ 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること

④ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること

⑤ カギ括弧などにより「引用部分」を明確にすること

⑥ 引用を行う必然性があること

⑦ 出所の表記を行うこと

例. 雑誌や論文から引用する場合

①執筆者名 ②『雑誌・論文名』 ③巻号 ④頁 ⑤発行年

(表記例) 夏井高人『電子技術の進歩と司法の将来(上)』判例タイムズ711号42項(1990年)

3.3 転載

転載とは、他人の著作物をそのまま複製して、もともと公開されていた場所とは別の場所に公表された著作物を他の新聞・雑誌その他の刊行物に記載することです。インターネットが普及した現在では、主に

ソフトウェア・電子テキスト・画像データなどの電子著作物がその対象となります。つまり転載を行う場合は、著作権が発生しますので著作権者に許諾を得てください。「転載禁止」の表示がある場合には、引用を除く転載はできません。

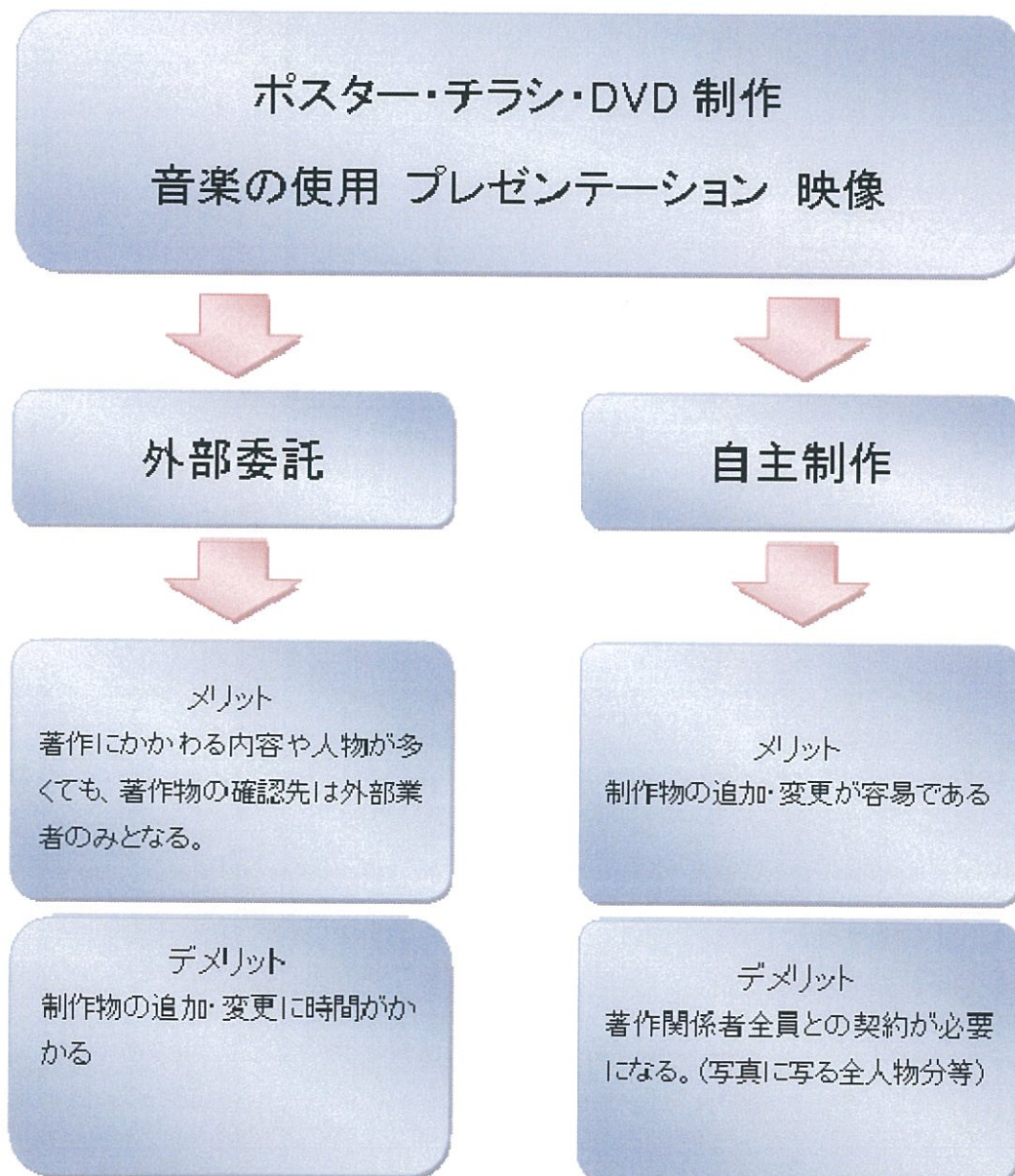
4 事例

例会や各種フォーラムなど事業を行う時にコンプライアンスに注意しなければいけない場合があります。ここでは具体的事例をあげてご説明します。

4.1 外部委託と自主制作について

制作方法として外部に委託し制作する場合と、委員会など自主制作する場合があります。

ここではそのメリットとデメリットについてご説明します。



※外部委託の場合は、委託先と著作権等侵害しない旨の契約が必要となります。

4.2 ポスター・チラシ・DVD・プレゼンテーション制作に関する注意事項



4.2.1 講師・パネリストなど — ①

写真・ホームページなどから引用し制作したプロフィールなどは著作物です。

講師を依頼した場合には、著作物の利用について契約書または承諾書を取り交わしてください。契約書または承諾書に記載すべき事項は別紙を参照してください。

各承諾書は裏面に確認事項を記載し、それ以外のことは行わないこと。

4.2.2 その他写真・マーク・キャラクターなど引用物 — ②

写真に写っている人、また他人の所有する写真・マーク・キャラクターなどは著作物です。

これらの著作物を使用する際には、契約書または承諾書を取り交わしてください。

著作権フリーのものを引用する場合でも出所の確認を行う事をお勧めします。

4.2.3 JCI ロゴマーク使用について — ③

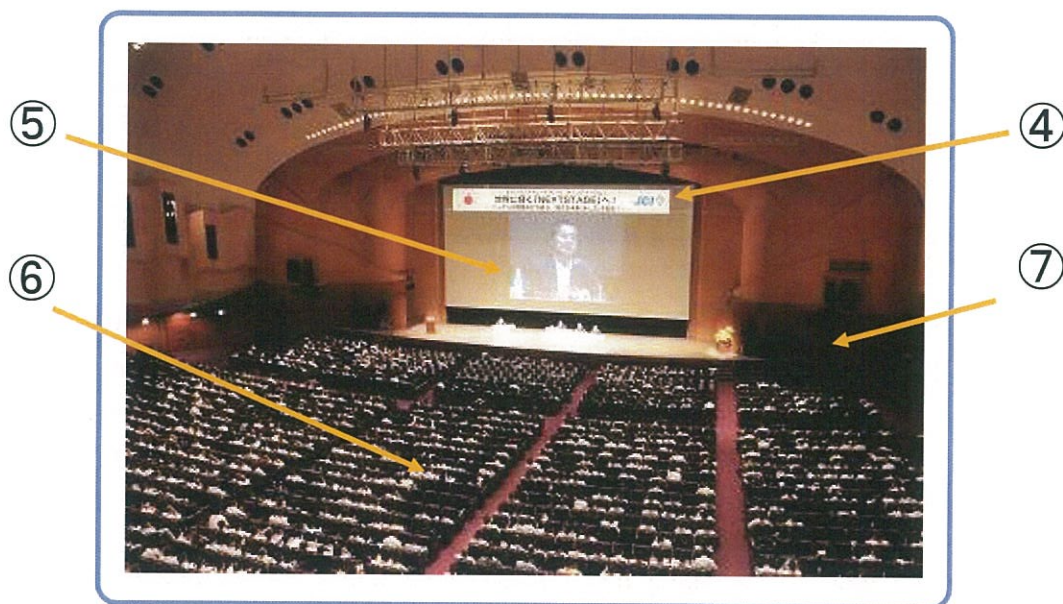
「日本 JC マークブランドガイドライン」に掲載されているもののみ使用可能です。ロゴマークの変形・色の変更・ロゴマークへの文字の追加などは一切認められておりません。

ロゴマークの背景は必ず単色にしなければなりません。写真への配置やグラデーションは使用できません。

ん。JCI マークの周囲には、必ず JCI マークの中の地球 1 個分の余白を空けなければいけません。

JCI マークの使用方法については一部例外規定もありますので詳しくは「日本 JC マークブランドガイドライン」をご参照ください。

4.3 例会・事業・セミナー・フォーラムなどの開催に関する注意事項



4.3.1 バナー・看板などの制作物 — ④

③JCI ロゴマークと同様です。

4.3.2 講師・パネリストとの契約 — ⑤

①講師・パネリストなどと同様です。

4.3.3 一般来場者への撮影および写真の使用許可 — ⑥

一般の方の写真を使用する場合(ホームページ・広報誌・外部への事業報告書などに掲載する場合は、本人の承諾が必要ですので、契約書または承諾書を取り交わしてください。

ただし、後姿や上記写真のような全景写真など個人が特定できない写真は除きます。

参加者からの承諾は、参加申込書に附帯事項として記載することをお勧めします。

4.3.4 音楽の使用 — ⑦

音楽は著作物です。入退場時など事業中に流す BGM や、映像・プレゼンテーションなどに組み込んで使用する際の質問は JASRAC 等の著作権管理団体で受け付けています。(別紙参照)

複製など著作使用料が発生する場合は、著作権管理団体と契約書を取り交わしてください。

著作権フリーの音楽を使用する場合でも出所の確認を行う事をお勧めします。

別紙 1. 承諾書または契約書の中での約束事項に記載した方が好ましい条項

司会や講演等を依頼する場合

- (1) 講演内容に関する事前広報について、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広告媒体並びに〇〇青年会議所ホームページ及び広報誌への指定を受けた写真の掲載及び講演要旨、講師プロフィールの掲載
- (2) 講演中の講師の写真撮影
- (3) 講演の録音、録画、及び他会場への同時中継、並びに〇〇青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した同時無償配信
- (4) 講演内容の文章化、または要旨の作成
- (5) 文章化済み講演、要旨作成済み講演、または講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中撮影された写真につき、広報誌への掲載、複製、譲渡、または貸与
- (6) (5)につき、〇〇青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信
- (7) 録音・録画済みの講演（以下、単に録画物とする）、講師が講演にて自ら使用した資料、その他講演中撮影された写真の複製、及び無償での貸与
- (8) 録画物の無償上映、及び講師が講演にて自ら使用した資料の視聴者あての複製、配布
- (9) 録画物、講師が講演にて自ら使用した資料、及び講演中撮影された写真につき、〇〇青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信
- (10) 〇〇青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した各種配信につき、配信期間を設けること

映像やポスター、チラシなどを業者に作成依頼する場合

- (1) 納入後、速やかに納入物の検査を願います。万一、納入物に不備がある場合や、企画意図に合致しない場合、速やかにその旨のご通知と、必要な対応を指示ください。指示された対応を速やかに実施いたします。
- (2) 本件受注にあたり、納入物につき第三者の著作権、その他の第三者の権利を侵害しないものであることを保証いたします。
- (3) 納入物の著作権及び納入物の所有権は、対価の完済により〇〇青年会議所理事会に移転するものとします。
- (4) 本件受注につき、〇〇青年会議所理事会での審議可決をその条件とする旨に異論ありません。

以上の約束事項にこだわる必要はありません。変更も自由にして頂いて結構です。

※重要なことは約束事項以外のことを行わないことです。

別紙 2. 著作権契約窓口団体一覧

団体名	問い合わせることができる事項	連絡先
一般社団法人日本音楽著作権協会 (略称:JASRAC)	音楽の利用許諾に関する事項	〒151-8540 渋谷区上原 3-6-12 電話 03-3481-2121
公益社団法人著作権情報センター (略称:CRIC)	著作権に関する事項全般	〒169-0074 新宿区北新宿 2-21-1 新宿プロントタワー32階 電話 03-5348-6030
公益社団法人日本芸能実演家団体 協議会 実演家著作隣接権センター (略称:Cpra)	実演家(俳優, 歌手, 演奏家等)の権利に 関する事項	〒163-1466 新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー11階 電話 03-5353-6600
日本放送協会 (略称:NHK)	放送事業者の権利に関する事項	〒150-8001 渋谷区神南 2-2-1 NHK 放送センター 電話 03-3465-1111
一般社団法人日本民間放送連盟 (略称:民放連)	放送事業者の権利に関する事項	〒102-0094 千代田区紀尾井町 3-23 文芸春秋ビル 電話 03-5213-7711
一般社団法人日本映像ソフト協会 (略称:JVA)	ビデオソフトの著作権に関する事項 (レンタル, 上映, 複製等)	〒104-0045 中央区築地 2-11-24 第 29 興和ビル別館 2F 電話 03-3542-4433
一般社団法人日本書籍出版協会 (略称:JBPA)	書籍, 雑誌等の出版に関する事項	〒162-0828 新宿区袋町 6 日本出版会館 電話 03-3268-1301
公益社団法人日本複製権センター (略称:JRRC)	書籍, 雑誌等のコピーの許諾に関する事項	〒107-0061 港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階 電話 03-3401-2382
一般社団法人日本写真著作権協会 (略称:JPCA)	写真の著作権に関する事項	〒102-0082 千代田区一番町 25 JCIIビル 3 階 電話 03-3221-6655
公益社団法人映像文化製作者連盟 (略称:映文連)	教育映画の著作権に関する事項	〒103-0016 中央区日本橋小網町 17-18 藤和日本橋小網町ビル 7F 電話:03-3662-0236
デジタル時代の著作権協議会 (略称:CCD)	権利者及びマルチメディア製作者による著 作権・著作隣接権の保護及び著作物の円 滑な利用のための研究成果に関する事項 等	〒163-1411 新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー11階 電話 03-5353-6921

※2016年 11月 21日現在